（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＴＡ01984
金額　345,817円
支払期日　平成21年２月25日
支払地　東大阪市
支払場所　株式会社大正銀行高井田支店
振出日　平成20年11月25日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ロビン　代表取締役　谷山　文敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
福島県双葉郡川内村大字上川内字太田16番地
申立人　秋元　　勇
権利の届出の終期　平成21年６月22日
平成21年６月30日　　福島富岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　福島県双葉郡川内村大字上川内字迎原22番１
田　146平方メートル
２登記年月日番号　福島地方法務局富岡出張所昭和４年９月30日受付第3103号
３登記した権利の内容
昭和４年９月１日永小作権設定
小作料　他の不動産と合併１ケ年金50円
支払期　毎年12月30日
存続期間　20ケ年
永小作権者　双葉郡川内村大字上川内字三合田130番地
矢内　リキ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３０６号
高知市一宮東町５丁目34番８号　シャトーＫＯＣＨＩⅡ・101号
債務者　泉　　周一
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　参田　　敦
４　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月13日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１４号
広島県福山市大門町野々浜3029番地４
債務者　黒田トシコ
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸田　光弘
４　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３０３号
北海道旭川市永山８条12丁目２番５号　佐藤ミツエ方、住民票上の住所北海道留萌市寿町３丁目17番地　102号室
債務者　佐藤　　勲
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　健夫
４　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月30日午後３時40分
６　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５９号
栃木県栃木市大宮町2053番地　県営大宮住宅２―31
債務者　寺島　清一
１　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
４　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月25日午後３時
６　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７号
新潟県長岡市上除町2026番地５
債務者　數馬　勝夫
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　陽一
４　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
広島県福山市千田町３丁目６番５号　シティハイツあや103、旧住所広島県福山市千田町１丁目19番19号
債務者　高橋　忠治
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　義明
４　破産債権の届出期間　平成21年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月２日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１７６号
神奈川県横須賀市大矢部２丁目８番11号
債務者　上原多津子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　正規
４　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第９１号
石川県能美市宮竹町ホ３番地１
債務者　傳　扶美代
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀口　康純
４　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月１日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４４号
島根県邑智郡邑南町戸河内884番内第１地
債務者　住田　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　昌樹
４　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３７５号
静岡県藤枝市岡部町岡部1570番地の72、旧住所静岡市葵区牧ヶ谷2307番地
債務者　坂本　　経
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祖父江史和
４　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月14日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９２号
横浜市港南区日限山４丁目７番３号
債務者　平野　幹夫
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　延命　政之
４　破産債権の届出期間　平成21年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月20日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部